

福彩支援ニュース 第10号

2016.6



発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール apply@fukusaishien.com

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援

【連絡先】

吉廣慶子（みさと法律事務所） 341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所 tel:048-960-0591 fax:048-960-0592

北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582

弁護団、原告の避難の正当性を主張し、 津波の予見可能性に関する 国の反論を厳しく批判



次回期日は **6/22(水)!**

15時開廷

★傍聴希望の方は、14:20までに
さいたま地裁B棟前にお越し下さい。

第10回期日(2016/4/13)報告

福彩支援事務局

2016年4月13日の第10回期日は、44席の傍聴席に対し傍聴者40名が集まり、ほぼ満席となりました。第10回期日では、原告側代理人弁護士より、今回の原発事故により、これまでの平穏な暮らしを突然奪われた原告の方々の避難の正当性についての主張と、津波の予見可能性についての国の主張に対する反論が陳述されました。

土壌・川、海、農作物、動植物その他ありとあらゆる自然環境が汚染されました。これらの汚染による健康被害を回避するために、政府の避難指示の有無にかかわらず、避難し、あるいは、経済的事情、家庭事情により、健康被害におびえながら被ばくを受け、多大

な損害が生じたこと、そして追い詰められた原告らの避難は正当なものである、と主張がなされました。

また、津波の予見可能性については、監督権限を持つ国により設置された地震調査研究推進本部の専門家部会において取りまとめられた「長期評価」（2002年）で、三陸沖北部から房総沖の海溝寄り地点で、明治三陸沖地震や慶長地震と同規模の地震・津波が到来しうることを予見しながら、被告東電に適切な規制権限を行使しなかったばかりか、自ら設置した専門家による「長期評価」に基づく津波予想について、「信頼性がない」などとするあきれた書面を提出したことについて、これを厳しく批判しました。

政府は今、避難指示地域の解除を進め、避難者に対する住宅援助の打ち切りなど、あたかも、原発による避難は必要ないかのような政策を取ってきています。

このような国や東電の責任逃れを裁判所が認めないよう求めています。

次回以降の期日も決まりました。

6月22日(水)午後3時

8月10日(水)午後3時

10月5日(水)午後3時

続けて行われた**報告集会**では、今後、避難の正当性についての主張を丁寧に積み重ねていく予定だ、という弁護団からの説明がありました。

2016年2月には、原発事故で失職し精神疾患に陥った自主避難者に対する初の賠償命令が出ました(2/18、京都地裁)。しかしながら弁護団によれば、この勝訴の陰に、報道されていないたくさんの敗訴があり、状況はけっして楽観視できないということです。

遅々とした訴訟の進行に苛立たざるを得ませんが、拙速は禁物。「満席の傍聴によって、多くの人がこの裁判を注視していることを示すことはとても重要なこと」という弁護団の声を胸に、さいたま地裁の公正な判決を求めて、「傍聴・広報・交流」のお手伝いを続けていきたいと思っています。

第10回期日 原告側弁護士意見陳述書(全文)

予平成26年(ワ)第501号 外 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 外67名

被告 国, 東京電力株式会社

意見陳述

平成28年4月13日

さいたま地方裁判所第2民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士

大 塩 慧

坂 下 裕 一

*紙幅の都合で、この意見陳述書が前提としている準備書面を割愛せざるを得ませんでした。ご諒承ください。

第1 放射性物質の飛散状況と避難の合理性について(第24準備書面)

本件事故によって大気中には大量の放射性物質が放出され、原告らの生活基盤である大気、土壌、海、河川などありとあらゆる環境が汚染されました。

本件事故によって放出されたセシウム137は、広島に投下された原子爆弾によって放出されたセシウム137の約168.5倍に相当します。

また、福島県が本件事故前から県内23地点及び福島第1及び第2原発境界付近で定期的に行っていた環境放射能測定によれば、本件事故前1年間に最大値を観測した地点の測定値は、毎時120ナノグレイ(nGy/h)でした。しかし、本件事故後には、測定不能となった第1原発境界付近を除き、最大値は毎時159万1066ナノグレイ(nGy/h)と、桁違いの空間線量率が観測されました。大気に放出された放射性物質の種類や量はその他の公式発表からも分かります。

本件原発事故の影響は、単に空気中に放出される放射性物質の問題だけではありません。放射性物質はその後、山林、水田、畑、牧場、川、海、ありとあらゆる場所に降下し、その場所を汚染します。栽培中の農作物はもちろんですが、それだけでなく土壌そのものを汚染します。牧場におかれた家畜のえさから、それを食する家畜へと汚染は広がります。河川、海洋へ降下した放射性物質は、表層で生息する魚から、中層、低層で生息する魚へと、あらゆる魚に汚染は広がります。

また、本件原発から放出された放射性物質は、福島県内にとどまらず、全国各地に飛散しました。

このような放射性物質の飛散に、原告らは健康被害を受ける可能性があると考えて避難し続けているのです。

本準備書面で述べた数字はあくまで、政府等の公式発表を前提にしています。しかし、放射性物質の検査を通過した食品から基準値を大きく上回る放射性物質が検出されるという、公式発表の信用性を疑わせる事件もあり、原告らの本件原発による健康被害への不安を一層高めました。そして、現に本件事故から5年が経過した現在においても、福島県産の食品を中心に多くの食品が出荷制限されている現状があります。

本件事故によって汚染されたのは単に原告らが住んでいた抽象的な福島県という場所ではありません。原

告らが日々呼吸し、仕事をし、遊び、食事をするという生活の隅々に関わる大気、土壌、水、全ての環境が汚染されたのです。

このような、大気、土壌、水が汚染された結果、動植物の体内への放射性物質による影響が認められる状況で、人体だけは放射性物質による健康被害が生じる不安はない、安心、安全であるとは到底考えられません。事故前の住所から避難しなければ将来重大な健康被害を受ける可能性があると考え、避難をし、現在も避難を継続する住民がいることは当然の帰結なのです。原告らの避難行動が事故と因果関係があり相当なものであることは明らかです。

第2 長期評価について～被告国第6準備書面に対する反論

1 原発の安全性の検討にあたり考慮されるべき「最新の科学的知見」

原子力発電所は、ひとたび事故を起こせば、取り返しのつかない被害をもたらします。「原子力発電所において深刻な災害を万が一にも起こさないようにする」ためには、原発の安全維持に「最新の科学技術水準への即応性」を求めなければならず、最高裁も1992（平成4）年10月29日決定において、同様の見解を示しています。

原発の安全性を検討するにあたって、その時点における「最新の科学的知見」ではなく、専門家の間でほぼ異論がない程度にまで固まった通説的な知見しか考慮しないとすれば、原発の安全性を考えるに当たり検討すべき知見は、極めて限られたものに止まることとなってしまいます。したがって上記考え方は、正当と言えます。

最新の科学的知見が、被告国自身が示した知見（長期評価）であるならばなおさらです。被告国自らが示した見解に基づけば、原発の安全性に危険が生じる可能性がある場合、被告国はその知見に基づき、原発において深刻な災害を万が一にも起こさないよう、規制監督権限を行使すべきです。その知見が発表されてから、それが専門家の間でほぼ異論を挟まない程度に確立するまで取り上げないとすれば、その間、その知見を前提とした原発の安全対策には取りかかれないこととなってしまいます。こうして対策に取りかからないまま原発事故が起こった場合、取り返しのつかない被

害をもたらすのであり、知見として確立するまで学会の趨勢を見守っていましたがというのは到底通用する言い訳ではありません。

最新の知見が被告国の規制権限行使義務違反の前提である予見可能性を基礎付けることとなるのは明らかです。被告ら、とりわけ被告国が、かかる最新の知見を無視して採用せず、その結果原子力災害の発生を回避できなかった場合、過失を問われるのは当然です。原発の安全対策、とりわけ原発における津波対策に多額の費用を要するとしても、その検討にあたって採用すべき「知見」の水準を、専門家の間でほぼ異論のない確立したものとして最新の知見を考慮せず、深刻な災害を「万が一にも起こさない」という命題をないがしろにすることは、国民の生命・身体等の安全確保のために経産大臣に規制権限を付与した電事法の趣旨にも反し、到底許されるものではありません。

2 「長期評価」が当時の「最新の科学的知見」であったこと
2002（平成14）年7月31日、地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下、「調査委員会」という。）により策定された「長期評価」は、1995（平成7）年の阪神淡路大震災において多大な犠牲が払われたことへの反省から、専門家の意見を速やかに集約して防災対策に生かすべく、国により設置された地震調査研究推進本部（以下、「推進本部」という。）の中の専門家部会において取りまとめられたものです。

「長期評価」は、日本を代表する地震学者が多数集結してなされた議論の結果をとりまとめたものであり、過去に大地震が数多く発生していることが知られている三陸沖から房総沖までの太平洋沿岸の日本海溝沿いの領域を対象とし、長期的な観点で地震発生の可能性、震源域の形態等について評価しています。その結論には、当然のことながらその時点における最新の知見が反映されていたものであり、自ずからその信頼性は極めて高いものと言わなければなりません。何より、国民の生命・身体等を保護すべき責務を負う被告国自ら設置した、推進本部の調査委員会において策定されたという点が重要です。

「長期評価」は、三陸沖から房総沖までの太平洋沿岸の日本海溝沿いの領域における、マグニチュード8以上の想定地震（1611年慶長地震、1677年延宝地震、1896年明治三陸地震レベルを想定）の「今後30年以内の発生確率は20%程度、今後50年以内の発生確率は

30%」としています。これは、「深刻な災害」を万が一にも起こしてはならない原子力発電所の安全対策にとっては、極めて深刻な数値です。この長期評価において示された成果は、今回の福島第1原発事故を起こしたレベルである、福島第1原発の敷地高を超える津波をもたらすような地震の発生をまさに予知していたものに他なりません。いうまでもなく、この「長期評価」の成果を、被告東京電力も被告国も、2002（平成14）年当時十分認識していたものですから、被告らはこれを正面から受け止め、原発への津波災害の危険性に対する的確な安全対策を検討・構築することは十分可能なはずでした。それなのに、これを怠ったことで、今回の原発事故が発生してしまったのです。

3 この点被告国の主張は、「長期評価」は信頼できないから、これに基づく対策は考えなくても良かったというものです。しかし、被告国自らが今後の防災対策に活かすため、専門家などの権威を全国から招聘してとりまとめさせた長期評価の結果を、原発防災に役立たない、信用できないから採用しなくても良かったと、長期評価を活かさず事故を起こした後になってから主張する被告の主張は、自己に都合のいい自己矛盾以外の何者でもありません。被告はるる根拠を述べますが、被告の主張の根拠は、いずれも的外れといわざるをえません。以下詳細を述べます。

(1) まず、被告国は、長期評価を制定した地震本部自体が、「長期評価」の信頼度を低いとする文書（丙口15）を公表しているから信用できない、と主張します。しかしそもそも丙口15は、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域のいずれの地点においても、マグニチュード8以上の想定地震が確実に発生しうること前提に、次に起きる地震の時期や震源をピンポイントでは特定できないことを示しているにすぎないことは、同文書を読めば明らかです。長期評価制定当時の長期評価部会の部会長（島崎邦彦氏）も、丙口15の読み方について解説し、同書面に関する被告国の恣意的な解釈に対して、異論を述べています。

(2) 2点目に、被告国は「平成15年当時、『長期評価』と整合しない見解も複数存在していた」として、「長期評価」の信頼性を否定します。

しかしながら、前記したとおり、原発の安全対策

は、「深刻な災害を万が一にも起こさない」ためには、その時点における「最新の科学的知見」を十分考慮すべきであり、学会で異論がでない程度に通説として固まった知見のみ考慮すれば足るものではありません。その上、いかなる学問分野であっても、その分野で様々な研究を行っている多数の著名な学者が全国から集まって議論した場合、その結果とりまとめられた結論が、各学者の自説と完全に一致することはないのはある意味当然です。

そうであれば、公表された長期評価と「整合しない見解も複数存在していた」ことをもって「長期評価」に信頼性がないとする被告国の主張はそれ自体的外れです。そもそも、長期評価と「整合しない」として国が挙げている見解は、「長期評価」をとりまとめる際既にその見解が考慮されているなど、いずれも「長期評価」の見解と必ずしも矛盾するものではなく、「長期評価」の信頼性を損ね、被告国の予見可能性の否定につながるようなものではありません。

(3) 以上の通り、本訴訟で私たちは、被告らが長期評価で示された地震予測に基づいて、福島第一原発立地地点に到来しうる津波を想定し、その上で津波対策を検討・実施していれば本件事故を回避し得た、と主張しています。被告国はこうした原告らの主張に反論すべく、「長期評価」の信頼性を否定しようとしているわけですが、被告国の主張には、いずれも全く理由がないことが明らかです。

なお、被告国が「長期評価」に基づき東電らを規制監督する権限を行使することを怠ったのは、いかなる知見に基づき原発の安全対策をするかの判断を電力事業者に委ね、追従し、監督者としての立場を放棄してしまっていたためであることも、付言しなければなりません。

5 原発の安全性の検討には一般防災とは目的の異なるより高度なレベルが求められること

(1) また、被告国は、被告国の中央防災会議に設置された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」（以下、「専門調査会」という。）では、福島県沖海溝沿いの領域における地震を検討対象としていない、すなわち「長期評価」の見解を採用してない

から、被告国が「長期評価」の知見に基づいて規制権限を行使しなかったとしても著しく合理性を欠くとは言えない、といえます。

(2) しかしながら、原専門調査会では、複数の地震学の専門学者から、「長期評価」の示す知見を踏まえて、福島沖海溝沿いのようないわゆる地震空白域についても巨大津波発生を考慮して防災対策を検討すべきという意見が出ていたことは、同専門調査会の議事録からも明らかです。それにもかかわらず、中央防災会議で「長期評価」の示す知見が事実上活かされなかったのは、いかなる程度の災害を想定した防災対策であれば、災害対策基本法に基づく防災基本計画の策定にあたり民間や自治体に強制することが許容されるかという、政策的判断がなされたからです。専門調査会が、長期評価は信頼できないからこの見解を採用しなかったのではないことは、証拠上も明白です。

以上の通り、自治体や民間に対して一般防災対策を義務づける際、福島県沖海溝沿いで発生しうる大地震をどう評価するか（そのための防災対策を国が強制するか）という場面と、被告国が原発事故防止のため、電事法に基づき電力事業者に対し監督権限を行使する際、上記同様の地震・津波対策を原発運営者に強制するか、という場面は、全く考慮要素が異なるのであり、これを同一レベルに落とし込む被告国の主張が失当であることは明らかです。

(3) なお、中央防災会議の結論にかかわらず、茨城県は、「長期評価」と同様、茨城県沖から福島県南部までの海溝沿い地域に延宝房総沖地震の波源を設定し、地震・津波の想定を行っています。東海第二原子力発電所を運営する日本原電は、同社内の津波対策基準は充たしていたものの、この茨城県による津波浸水想定区域図を踏まえると、茨城県の一般防災レベルを充たさなくなったため、本件地震前の段階で、津波対策の強化（浸水防護対策や緊急時の対策）を行いました。その結果、東日本大震災時、同原発は、襲来した津波による電源喪失事故を回避できました。

かかるエピソードは、原発事業者の「深刻な災害を万が一にも起こさない」ための自主規律は、一般防災レベル以下にさえなっていたこと、中央防災会議の結論は、一般防災レベルとしてもこれのみで地域防災を

実現することはできない不十分なものであったことを、当時から関係者が認識しあるいは認識しえたことを示しています。したがって被告国が、中央防災会議の結論を充たしていれば防災としては十分であるかのように本訴訟で云々すること自体、不適當です。

5 結論

以上のとおり、被告国の「長期評価」に対する批判はいずれも外的外れです。被告国は、先に述べた茨城県と同様、「長期評価」の地震予測に基づいて防災を考えれば、福島沖でも明治三陸沖地震や慶長地震と同規模の地震及び津波が到来しうることを予見できました。それに鑑みれば福島第一原発における津波対策が不十分であることは容易に判別できる以上、被告東電に適時適切に規制権限を行使すべきでした。被告国は、これを漫然と怠り本件事故を惹起させたのですから、原告らへの賠償責任を免れません。

以上

「日本と原発 4年後」自主上映会

福彩支援事務局

2016年3月20日、当会も参加して、反原発訴訟の先頭に立って闘う河合弘之、海渡雄一両弁護士が制作した『日本と原発 4年後』の自主上映会を市民会館うらわで行いました。本年2016年は、3.11東日本大震災から5年、チェルノブイリ原発事故から30年にあたります。上映会には200名を超える参加者が集まり、関心の高さを印象づけました。

映画「日本と原発」と

「日本と原発 4年後」について

前田妙子(福彩支援事務局)

2015年3月に、映画「日本と原発」を観たとき、私の頭や胸の中でもやもやしていたものが、実にすっきりと整理されていくのを感じました。「うんうん、そうそう。」という共感と、「そうだったのか……」という想い、そして、福島原発事故が何故起きてしまったか、改めて考えさせられたのでした。

2016年3月に再び上映会を開催し、続編の「日本と原発 4年後」を観る機会を持ちました。正編の2時間15分では語りつくすことが出来なかった部分を網羅し、監督の河合弘之弁護士自身が「日本の原発の全ての論点を論じ尽くした」という映画でした。

映画の始めのほうの場面は、福島県相馬郡飯館村の映像でした。日本の原風景とも言える山間の美しかった村の無残な今。小学校の校歌に歌われている、ふるさとの誇りと愛情の対象である山も森も田園も、人々の営みも、今は見るできない現実。インタビューに答える人がいう「真っ黒なフレコンバッグばかり」の風景が広がっていました。本来なら作物が育っているはずの畑に、除染で出た放射性廃棄物を詰めた、黒い「フレコンバッグ」がずらりと並んでいる映像は何度見ても不気味なものでした。校歌を歌う小学生達の澄んだ歌声が流れる、元のままの飯館村に戻すことはできるのでしょうか？

次に、印象に残ったのは、「原発とテロ」ということ。パリで起きたテロ事件でも、原発施設を狙った計画があった、と報じられています。もしも、日本でも・・・というような事態が現実には起きるとしたら、空恐ろしいこととなります。政府が、人々の「テロ」に対する不安や恐怖を必要以上に煽り、テロ対策の名のもとに、様々な「警備」「強制」「規制」がなされ、それが私たち市民をも縛るのではないかと考えると、原発の危険の大きさと同様の危機感と不安感がますます大きくなるばかりでした。

正編では、原発に疑義を持つ人に対し、インタビューしていました。河合弁護士の質問が的確なので、答える人の応答も理路整然として分かりやすかったと思います。この続編では、「推進派」2人にもインタビューしています。その2人、近藤駿介氏と木元教子氏の言い分は、福島から避難を余儀なくされている人々からは無論のこと、映画を観ている私たちからみても「なにをいまさら、そんなあまいこと言えるの？」としか思えませんでした。

「推進派」の人に対するインタビューでも、河合弁護士の接し方は他の人に対するものと全く変わりませんでした。かなり以前のことで、米のマイケル・ムーア監督のドキュメンタリー映画「ボーリング・フォー・コロンバイン」を観たとき、その「突撃インタ

ビュー」ぶりにびっくりしました。米国の銃社会の問題点を鋭く追及した映画でしたが、ラスト近くで、全米ライフル協会代表の俳優、チャールトン・ヘストンに迫るムーア監督の舌鋒の鋭利さと、老俳優の情けないまでの老醜さが強烈でした。

そこまでやることなく、しかし、「推進派」が間違っていることを、映像と言葉はあますところなく伝えていきます。

また、この続編では、小泉純一郎元首相が「脱原発」を語っています。週刊誌か何かで「日本の首相経験者で、東電からの献金を受けていないのは、小泉純一郎と菅直人だけ」というのを見たことがあります。お金を受け取れば、その企業や団体に対して甘くなるのは目に見えています。そのお金のもとには「電気料金」。私たちのお財布から出ているお金です。

福島第1原発で起きたことを、無かったことにしている政府や政治家、経済界を黙認することなく、これからも、息長く、あきらめずに、原発に反対していこう、と前向きな気持ちになれる映画でした。

「チェルノブイリ事故の被災地からの報告」を聴いて

桂川 潤 (福彩支援事務局)

上映後に、チェルノブイリ原発から50km圏内にあるベラルーシ共和国ホイニキ市の副市長のジャーナ・チェルニャヴスカヤさんから「チェルノブイリ事故の被災地からの報告」がなされました。

1986年の事故当時、4万6千人が住んでいたホイニキ市の人口は2万人に半減しました。2015年にノーベル文学賞を受賞したベラルーシの作家S・アレクシェービッチは、共同通信のインタビューに対し、「政権はチェルノブイリという言葉を使うのを事実上禁止している。事故を克服するのではなく、風化させて無かったことにしようとしている」と語っています(東京新聞2016/4/26)。甲状腺の不調を訴える人が多く、チェルニャヴスカヤ副市長自身、ガンではないけれど甲状腺の機能が落ちているそうです。

それでも副市長は、事故から30年経ち、「今までは克服のプログラムだったが、これからは復興のプログラム」、「汚染地域の再生は可能」「話し合いと正確



な情報の共有が大事」と強調しました。事故の影響や健康へのケア、補償については旧ソ連圏内でもかなりのバラつきがあり、地域再生を担う行政官の発言として若干割引いて聴く必要はあるものの、「復興」という言葉ひとつにしても、福島における強引な復興や帰還強制とは雲泥の差を感じました。

- 1) ホイニキ市では、事故直後、子どもと妊婦を離れた場所に一定期間避難させている。
- 2) ホイニキ市では、最も恐ろしい放射性物質と言われるセシウム137の半減期＝30年を経てようやく「復興」を掲げたが、福島では事故後5～6年で帰還・復興が強要されている。
- 3) ベラルーシでは、放射性物質を測定する公的なセンターが全国1500カ所に作られ、作物、穀物、牛乳、蜂蜜など、自分の畑で作った物をチェック出来る。何を作っているのか、何を食べていいのか、線量が多い場合は、どうしたら除染できるかの相談にもなる。動植物や土壌も、放射性物質を蓄積しやすいものからしにくいものまで三段階に分けて継続して調査しているという。
- 4) 汚染地域に対する国家プログラムは、a. 除染、b. 健康に対するケアと検診、c. 社会保障、d. 農業の再建、の4つが柱となっている。

ベラルーシでは年間の被曝量が5ミリシーベルトを越える地域は、「移住ゾーン」に設定されています。ところが日本政府はその10倍にも相当する「居住制限区域（年20超～50ミリシーベルト）」にまで、早期帰還を推し進めようとしています。

副市長は、福島原発事故の直後、SPEEDI等の放射線影響予測が公開されないまま、多くの人々が被ば

くしてしまったことに眉を曇らせ、「正確な情報の開示が大切。いろいろなところに原発はあるし、いつ何があるかはわからない。恐れずに備えるしかない」と述べました。

1986年といえば、まだ旧ソ連時代。情報統制は厳しかったはずですが、チェルノブイリ事故が契機となってグラスノスチ（情報公開）が進み、その結果、ソ連が崩壊したのは皮肉なこと。でも、社会主義のソ連よりも情報が明かされない日本って何なんだ、と考えざるを得ませんでした。

熊本地震で多くの方が被災し、その惨状に胸を打たれますが、天災である地震に対しては、一定の時間が経てば復興の青写真を描き、防災への備えをすることができます。しかし、原発事故は人災。史上最悪の公害、環境破壊であり、チェルノブイリでは復興のスタートに至るまで少なくとも30年がかかっています。

埼玉県に自主避難している原告女性は、「この5年間は無の5年間。わたしたちは復興のスタートラインにすら立てないんです」と絞り出すように語りました。わたしたちは未来をみつめると同時に、切り捨てられようとしている被災者に目を向けなければならないでしょう。



第2・3回「福彩訴訟原告交流会」

福彩支援事務局

3/20（日・春分の日）の『日本と原発 4年後』上映会に先だって開催された第2回原告交流会は、3世帯10人が参加されました。会場の大広間に子どもたちはおはしゃぎ。つられて大人も話が弾みました。

徐染された農地の手入れのために、4月から福島での生活に比重を置かれる方。年をとった夫婦二人で故郷での生活は無理と、娘夫婦の家のそばに新居を買われた方。安定した居住環境の見通しがたたず悩む方。同じ福彩訴訟原告といっても置かれた状況はさまざままで、これからの暮らし向きについて悩みはつきない様子でしたが、こうした交流が、きびしい裁判闘争のなかでほっと一息つける場であってほしいと、切に感じます。

4月13日の第3回原告交流会は、3名の原告が参加され、弁護士と事務局メンバーも加わりました。広野町から避難している原告は、「あとになって避難指示が解除されたけれど、家の中の放射線量は高いまま。住めるとは思えないし、帰る気にならない。といっても支援が打ちきりとなる来年3月にどうするか、まったく先が見えない」「“除染”というのも実にはいい加減で、よくわからない人たちが家の周りを適当に掃いて“除染しました”と…。注意して見ていなければ何をしているのか、あるいは何をしていないのかも分からない。激怒した住民もいるようです。そんな除染要員も1~2カ月で線量を超えるので交替とか。7次下請けまでであるということで、洋野町では、全体的に何も言えない雰囲気が強まってきました」と語りました。

原告からは遅々とした裁判の進行に対する懸念や、他の裁判所の事件での裁判官の積極的な訴訟指揮に対して、ほとんど動かないさいたま地裁の裁判所について、弁護士に質問がありました。弁護士からは「大規模、複雑な裁判なので半年や1年で決着をつけるのは難しい。3年くらいかかることも覚悟してほしい。

2017年には、先行している他の裁判所で判決が出る可能性がある。全国の弁護士がこの問題に対して協力体制をとっており、拙速な対応は避けたい。」というコメントがありました。

別な原告からは「脱原発を目指しシェーナウ電力会社を創った市民たちは、どんな小さな勝利でもみなで乾杯して祝うそうです。そんなシェーナウの教えにならって、ほんの少しの進歩でも皆で祝いたい、喜びたい、分かち合いたいと思っています」。事務局メンバーからは「こうした交流会は、続けていくことに意義がある。埼玉県各地で開かれている交流会でも、最初の頃は誰も来なかった会がありました」「細くても、ゆるく、長くつながっていくことが大事」という声が出ました。食事をとりながら二時間に満たない時間でしたが、語られる言葉の一つ一つに、福彩訴訟にかけるそれぞれの思いが滲んでいました。

今後の交流会については、裁判期日のお昼に、軽い食事を共にしながら毎回開催することとし、裁判のない月には、土・日・祝日などより多くの方が参加しやすい日時を選んで開催できたら、と考えています。

福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人 (50音順、2015/3/1現在)

梓澤 和幸	弁護士、NPJ代表	肥田舜太郎	医師
安藤 聡彦	埼玉大学教授	篠永 宣孝	大東文化大学教授
石川 逸子	詩人、作家	菅井 益郎	国学院大学教授
池田こみち	環境行政改革フォーラム副代表	須永 和博	獨協大学外国語学部
礪野 弥生	東京経済大学現代法学部教授	高橋千劔破	作家・文芸評論家、日本ペンクラブ常務理事
井戸川克隆	前双葉町長	田中 司	立教小学校元校長
宇都宮健児	元日本弁護士連合会会長	暉峻 淑子	埼玉大学名誉教授
菊一 敦子	環境・消費者運動	三浦 衛	図書出版・春風社代表
久野 勝治	星陵大学教授・東京農工大学名誉教授	松本 昌次	編集者・影書房
小島 力	福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人	水島 宏明	ジャーナリスト、法政大学教授
後藤 正志	元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長	山田 昭次	立教大学名誉教授（日本近代史）
小林 実	十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授	渡邊 泉	東京農工大学准教授

☞ 支援する会の年会費は一口1,000円です (口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名:ゆうちょ銀行/金融機関コード:9900/店名:〇一九店(ゼロイチキューテン)/店番:019/預金種目:当座/口座番号:0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会 (略称:福彩支援)

* 吉廣慶子 (みさと法律事務所)

341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel: 048-960-0591 fax: 048-960-0592

* 北浦恵美 Email: apply@fukusaishien.com tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582